

## いわゆる「共謀罪」法案に反対する会長声明

- 1 政府は、過去三度にわたり国会において廃案となつたいわゆる「共謀罪」規定を含む組織犯罪処罰法改正案（以下、「共謀罪法案」という）を今国会に提出し、4月6日、衆院本会議において審議入りした。

共謀罪法案においては、その本質的な問題点として、罪刑法定主義（憲法31条）に反する、思想・信条の自由（憲法19条）の侵害の危険性、捜査権濫用のおそれ、市民生活や団体の活動を監視する社会となることによるプライバシー侵害の危険性などが日本弁護士連合会をはじめ各団体より厳しく指摘されてきたところであり、当会は、以下のような問題点が残されたまま審議入りされることとなった共謀罪法案の成立に強く反対する。

- 2 そもそも、憲法は、市民生活の自由を最大限保障するため、罪刑法定主義の実質的な要求として、処罰範囲が法律の明確な規定により適正な範囲に限定されることを保障している（憲法31条）。しかし、共謀罪法案は犯罪成立範囲を不明確にして、過度に広範な処罰を許すものであり、その憲法の要請を満たさないおそれが高い。

- (1) 具体的に、共謀罪法案は「計画にもとづく犯罪実行の準備行為」を犯罪成立の要件としているところ、「準備行為」それ自体としては犯罪結果を発生させる危険性があることを必要としていない。

そこで、例えば預金の引き出し行為、日用品等物品購入などのありふれた日常生活上の行為も、計画にもとづく準備行為であると捜査機関によりみなされれば、逮捕されるという事態もありうる。また、捜査機関が、当該準備行為の立証のための内偵行為等を拡大し、市民生活全般のプライバシーが侵害される危険性も高まる。

このように、恣意的な運用により処罰範囲が拡大されるばかりか、市民生活に多大な萎縮的効果を及ぼし、「準備行為」という限定は意味をなさない危険性が高い。

- (2) また、共謀罪法案において、その適用主体は「組織的犯罪集団」とされ、その例示として「テロリズム集団その他の」とされている。

しかし、そもそも「テロリズム集団」の定義がないことから、組織的犯罪

集団の定義が曖昧なままであり、適用主体が捜査機関によって恣意的に判断されるおそれがある。

また、正当目的で活動していた団体であっても、その性質が変わったと捜査機関により判断されると「組織的犯罪集団」に該当し、適用対象とされかねない。

このように、恣意的な運用により処罰範囲が拡大されるばかりか、市民の言論活動に多大な萎縮的効果を及ぼし、「テロリズム集団その他の」という限定は意味をなさない危険性が高い。

(3) さらに、三度の廃案を受け、対象犯罪が277に減ったとはいえ、依然としてテロや組織的犯罪と無縁の犯罪（児童淫行罪や詐欺破産罪等）が含まれている。かかる立法事実すらない犯罪の新設を認めることは、過度に広範な処罰を許すことになる。

(4) よって、かかる法案は、罪刑法定主義の実質的な要請を満たさないおそれが高い。

3 さらに、立法の必要性にも疑問がある。政府はこれまで、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（国連越境組織犯罪防止条約）を批准するためにも共謀罪を創設することが必要不可欠であると説明してきた。

しかし、同条約は、締結国はそれぞれ国内法の基本原則にもとづく立法上、行政上の措置をとればよいと定めているにすぎない。

そして、我が国では現行法上、刑法をはじめとする個別の法律において、テロと関連しうる各種の予備、陰謀罪の定めがおかれていることから、テロ行為に関しては予備または陰謀の段階で処罰することが可能となっている。

したがって、条約締結のために必ずしも共謀罪を導入する必要はなく、現行法制下においても同条約の批准は可能である。

4 共謀罪法案が成立すれば、その犯罪の性質から市民生活全般への広範な捜査が行われるであろうことは容易に予想され、通信傍受制度が拡大したことも相まって、未だ犯罪の実行行為も結果も発生していない段階から「共謀」の捜査のために個人のプライバシーが侵害されるおそれが一層高まるなど、監視社会への道を開く危険性が高い。

5 以上のとおり、共謀罪法案は、罪刑法定主義に反し、プライバシー権や表現の

自由などの基本的人権を侵害するおそれが極めて高いものであり、捜査権の濫用を招来し、監視社会へと道を開き、市民生活やその言論活動に萎縮的効果までも生じさせるおそれの高いものである。

よって、当会は、共謀罪法案を国会にて成立させることにつき、強く反対する。

平成29年4月28日

佐賀県弁護士会

会長 稲津 高大